

騒音規制法施行令等の一部を改正する政令案要綱

一 騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法及び湖沼水質保全特別措置法に規定する都道府県知事から市の長に委任する事務として、関係行政機関の長等に対する協力の求めを追加すること。（第一条、第四条、第五条及び第六条関係）

二 大気汚染防止法に規定する都道府県知事の権限の一部を委任する市の長として、平塚市及び八尾市の長を追加するとともに、同法に規定する都道府県知事から市の長に委任する事務として、大気の汚染の状況の公表及び関係行政機関の長等に対する協力の求めを追加すること。（第二条関係）

三 水質汚濁防止法に規定する都道府県知事の権限の一部を委任する市の長として、茨木市及び寝屋川市の長を追加するとともに、同法に規定する都道府県知事から市の長に委任する事務として、関係行政機関の長等に対する協力の求めを追加すること。（第三条関係）

四 この政令の施行期日を定めること。（附則関係）

政令第 号

騒音規制法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十五条、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三十一条第一項、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）法第二十八条第一項、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二十一条、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二十条及び湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（騒音規制法施行令の一部改正）

第一条 騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び法」を「法」に、「事務は」を「事務及び法第二十二條の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務は」に改める。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第二条 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「並びに法」を「法」に、「事務は」を「事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は」に改め、「横須賀市」の下に「、平塚市」を、「枚方市」の下に「、八尾市」を加え、同条第二項中「並びに同条第四項」を「、同条第四項」に、「事務は」を「事務並びに第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務は」に改める。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第三条 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「枚方市」の下に「、茨木市」を、「八尾市」の下に「、寝屋川市」を加え、同条第十号中「及び第三項」を「の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項」に改め、「陳述及び」を削る。

（悪臭防止法施行令の一部改正）

第四条 悪臭防止法施行令（昭和四十七年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び法」を「法」に、「事務は」を「事務及び法第十九条第一項の規定による協力を求めることに関する事務は」に改める。

(振動規制法施行令の一部改正)

第五条 振動規制法施行令(昭和五十一年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び法」を「法」に、「事務は」を「事務及び法第二十条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務は」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正)

第六条 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和六十年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第九号中「及び第二項」を「の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第二項」に改め、「陳述及び」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中大气污染防治法施行令第十三条第一項の改正規定及び第三条の規定(水質汚濁防止法施行令第十条第十号の改正規定を除く。)は、平成十一年四月一日から施行する。

理由

公害の防止に関し、地域の実情に即した行政の推進を図るため、騒音規制法等の規定に基づき関係行政機関の長等に対し協力を求めることに関する事務等を都道府県知事から指定都市の長等に委任するとともに、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を委任する市の長を追加する必要があるからである。

騒音規制法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)

改 正 案	現 行
<p>(事務の委任) 第四条 (略)</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条第一項の規定による地域の指定に関する事務、法第三条第三項(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関する事務、<u>法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務及び法第二十二</u><u>条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに</u>に関する事務は、<u>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二</u><u>条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二</u><u>条の二十二第一項の中核市の長に委任する。</u></p>	<p>(事務の委任) 第四条 (略)</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条第一項の規定による地域の指定に関する事務、法第三条第三項(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関する事務及び<u>法第四</u><u>条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務は、地方自治</u><u>法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二</u><u>条の十九第一</u><u>項の指定都市の長及び同法第二百五十二</u><u>条の二十二第一項の中</u><u>核市の長に委任する。</u></p>

改 正 案

現 行

<p>（事務の委任）</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第二項の規定による意見を述べることに<u>関する事務</u>、<u>法第二十二條の規定による監視に関する事務</u>並びに<u>法第二十四條の規定による公表に関する事務</u>は、<u>函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市、清水市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、奈良市、倉敷市、呉市、下関市、松山市、大牟田市及び佐世保市の長に委任する。</u></p> <p>一（五）（略）</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの、法第</p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第二項の規定による意見を述べることに<u>関する事務</u>並びに<u>法第二十二條の規定による監視に関する事務</u>は、<u>函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、横須賀市、藤沢市、相模原市、清水市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、奈良市、倉敷市、呉市、下関市、松山市、大牟田市及び佐世保市の長に委任する。</u></p> <p>一（五）（略）</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの、法第</p>
---	---

二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務、同条第四項の規定による要請に関する事務並びに第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長に委任する。

二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務並びに同条第四項の規定による要請に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長に委任する。

改正案	現行
<p>（事務の委任）</p> <p>第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、札幌市、函館市、旭川市、盛岡市、仙台市、秋田市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、越谷市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、町田市、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、松本市、岐阜市、静岡市、浜松市、清水市、名古屋市、豊橋市、豊田市、四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、下関市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市の長に委任する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務</p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、札幌市、函館市、旭川市、盛岡市、仙台市、秋田市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、越谷市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、町田市、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、松本市、岐阜市、静岡市、浜松市、清水市、名古屋市、豊橋市、豊田市、四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、下関市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市の長に委任する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 法第二十四条第二項及び第三項の規定による意見の陳述及び聴取に関する事務</p>

改 正 案	現 行
<p>（事務の委任） 第二条（略）</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条の規定による規制地域の指定に関する事務、法第四条の規定による規制基準の設定に関する事務、法第五条第二項の規定による意見の聴取に関する事務、法第六条の規定による公示に関する事務及び法第十九条第一項の規定による協力を求めることに関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長に委任する。</p>	<p>（事務の委任） 第二条（略）</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条の規定による規制地域の指定に関する事務、法第四条の規定による規制基準の設定に関する事務、法第五条第二項の規定による意見の聴取に関する事務及び法第六条の規定による公示に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長に委任する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(事務の委任) 第五条 (略)</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条第一項の規定による地域の指定に関する事務、法第三条第三項(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関する事務、<u>法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務及び法第二十条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務</u>は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長に委任する。</p>	<p>(事務の委任) 第五条 (略)</p> <p>2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条第一項の規定による地域の指定に関する事務、法第三条第三項(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関する事務及び<u>法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長に委任する。</u></p>

改正案	現行
<p>（事務の委任）</p> <p>第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、岡山市及び倉敷市の長に委任する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第二十八条第一項の規定による協力を求め、又は意見を述べる<u>こと及び同条第二項の規定による意見の聴取に関する事務</u></p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、岡山市及び倉敷市の長に委任する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第二十八条第一項及び第二項の規定による意見の<u>陳述及び聴取に関する事務</u></p>

騒音規制法施行令等の一部を改正する政令案参照条文

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（抄）

（関係行政機関の協力）

第二十二条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べることができる。

（事務の委任）

第二十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができる。

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）

（公表）

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

（資料の提出の要求等）

第二十八条（略）

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はばい煙若しくは粉じんによる大気の汚染の防止

に関し意見を述べることができる。

（事務の委任等）

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）

（資料の提出の要求等）

第二十四条（略）

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関し意見を述べることができる。

3（略）

（事務の委任等）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の七第一項、第十四条の八第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知

しなければならない。

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（関係行政機関等の協力）

第十九条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、悪臭原因物を発生する事業場の事業活動、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 （略）

（事務の委任）

第二十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができる。

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（抄）

（関係行政機関の協力）

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設、特定建設作業又は道路交通振動の状況に関する資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べることができる。

（事務の委任）

第二十三条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長

に委任することができる。

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年第六十一号）（抄）

（関係行政機関の協力等）

第二十八条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の水質の保全に関し意見を述べることができる。

2 （略）

（事務の委任等）

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第三条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第七条第一項、第十九条第一項（第二十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十三条第一項及び第三項に規定する事務を除く。）は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。